

1. 趣旨

集落営農法人や集落営農組織、認定農業者などの担い手に対し、農業機械の導入等に要する経費を支援することにより、効率的・安定的な農業の確立並びに県民が求める安全で安心な米・麦・大豆等の生産性の向上・販売促進・消費拡大等、本県の農業振興を図ることを目的に実施します。

2. 概要

(1) 対象者

①集落営農法人、②集落営農組織、③認定農業者 など

(2) 補助対象経費

農作業の集約化や生産コストの低減、または麦・大豆の2割以上の作付拡大に取り組むための以下の経費

- ・耐用年数が7年以上で、50万円（税抜き）以上の農業用機械を導入する経費
- ・法定耐用年数を超過した農業用機械の大規模な機械改修に要する経費で、50万円（税抜き）以上のもの

※対象機械は、右表のとおり

(3) 採択要件

- ・集落営農組織は、受益戸数が3戸以上で、事業実施年度の翌々年度までに法人化し、農業経営改善計画の認定を受けることが見込まれること
- ・農地所有適格法人は農業経営改善計画の認定を受けていること若しくは翌々年度までに受けることが見込まれること。

- ・実施地区の面積は、概ね20ha以上（ただし、個人若しくは一戸一人の認定農業者は概ね15ha以上）
- ・実施地区の面積は農業者団体等が所有若しくは借入している面積及び基幹作業を受託している面積（重複を除く）の合計とする。
- ・ほ場整備が実施地区の面積の概ね8割以上完了していること。 など

(4) 補助率

補助対象経費の1/3を県、1/6を市が補助します。

【補助対象機械一覧】

No.	補助機械名	条件等
①	トラクター	概ね40ps以上
②	乗用管理機	5条植え以上
③	栽培管理ビークル	
④	農業用無人ヘリコプター	
⑤	普通型コンバイン	刈幅120cmでグレタンク付
⑥	自脱型コンバイン	4条刈り以上でグレタンク付
⑦	大豆コンバイン	
⑧	①～③の付属機械機器	耕起・整地・代掻き・排水・播種・移植・防除・中耕培土・施肥及びその他水田管理に必要な機械など
⑨	乾燥機(種子用に限る)	種子生産団体及び農業協同組合等のみ補助の対象
⑩	自走式マニュアルスプレッダー	
⑪	温湯消毒器及びその附属施設	

【問い合わせ先】

久留米市 農政部 生産流通課（農産チーム）

TEL 0942-30-9164